



当校卒業後、魚津市に定住することを考えている方へ

魚津市実践技術者育成資金制度が始まります。

この制度は、

- ① 北陸職業能力開発大学校に在学し、
- ② 卒業後、魚津市内に住所を有し、
- ③ 富山県内で就業をしようとする者



に対し、入学金及び授業料相当の資金を無利息で貸与するものです。

更に、卒業後、魚津市在住及び県内就業の状況が一定の条件に合致した場合には、全額免除となります。

(例1) 最大4年分の資金を貸与された後、卒業し、魚津市に在住し、富山県内企業に就業している状況が10年継続した場合、貸与された約184万円が返還不要となります。

(例2) 専門課程2年分の資金を貸与された後、応用課程で貸与対象から外れた場合、在籍中は返還猶予となり、卒業後、在住及び就業の状況が5年継続した場合、貸与された約95万円が返還不要となります。

※【金額は、平成29年度入学金及び授業料を基に算出】

※【在住及び就業の継続年数は、卒業後1年経過した日から起算します。】

👉 詳しくは、裏面をご覧ください。

貸与条件等

○対象者

北陸能開大に在学し、卒業後、魚津市内に住所を有し、富山県内において就業をする意思を有する者で、北陸能開大の長から推薦を受けた者(概ね5名程度)

※在学時の魚津市在住要件は問わない。

○貸与額

入学金及び授業料の範囲内で、専門課程及び応用課程それぞれにつき2学年分を上限

	学年	入学金	授業料	合計	
専門課程	1学年	169,200	390,000	559,200	949,200
	2学年	—	390,000	390,000	
応用課程	1学年	112,800	390,000	502,800	892,800
	2学年	—	390,000	390,000	
合計		282,000	1,560,000	1,842,000	1,842,000

(単位:円)

○返還

能開大を卒業後1年間の据置期間後、
貸与を受けた期間1年間分につき1年の返済期間とする。

○返還猶予

下記の場合に返還を猶予する。

- ・ 能開大在学中
- ・ 返還免除の要件(魚津市在住、富山県内で就業)を満たしている場合
- ・ 能開大を卒業後、更に他の教育機関で修学しているとき。
- ・ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により育成資金を返還することが困難な状況にあると認めるとき。

○返還免除

能開大を卒業後1年以内に、魚津市に住所を有し、かつ富山県内で就業した場合で、
卒業後1年経過した日から、下記の期間経過した場合に全額免除する。

- ・ 1年間分の育成資金の貸与を受けた者 2年6か月
- ・ 2年間分の育成資金の貸与を受けた者 5年
- ・ 3年間分の育成資金の貸与を受けた者 7年6か月
- ・ 4年間分の育成資金の貸与を受けた者 10年